

第9章

飼料製造等開始後の遵守事項

1 帳簿の備付け

飼料又は飼料添加物の製造、輸入、販売をした場合、その内容を帳簿に記載し、8年間保存してください。

(1) 飼料または飼料添加物を製造した場合の記載事項

- ・ 名称
- ・ 数量
- ・ 製造年月日
- ・ 原料または材料の名称及び数量
- ・ 原料または材料を譲り受けた場合は、譲受けの年月日及び相手方の氏名または名称

(2) 飼料または飼料添加物を輸入業者した場合の記載事項

- ・ 名称
- ・ 数量
- ・ 輸入年月日
- ・ 輸入先国名及び輸入の相手方の氏名または名称
- ・ 荷姿
- ・ 輸入した飼料または飼料添加物が製造されたものであるときは、
 - ①製造国名
 - ②製造業者の氏名または名称
 - ③原料または材料の名称及び原産国名

(農林水産大臣の指定する飼料または飼料添加物に限る。)

(3) 飼料または飼料添加物の製造業者、輸入業者、販売業者が飼料等を譲り受けた、または譲り渡した場合の記載事項

- ・ 名称
- ・ 数量
- ・ 年月日
- ・ 相手方の氏名または名称
- ・ 荷姿

〔法〕 (帳簿の備付け)

第52条 第3条第1項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者は、当該飼料又は飼料添加物を製造し、又は輸入したときは、遅延なく、その名称、数量その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

2 前項に規定する飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、当該飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日、及び相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

3 前2項の帳簿は、2年以上で農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

〔省令〕（帳簿の記載事項等）

第72条 法第52条第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 飼料又は飼料添加物の製造年月日又は輸入年月日
 - 二 製造業者にあつては、次に掲げる事項
 - イ 飼料又は飼料添加物の製造に用いた原料又は材料の名称及び数量
 - ロ 飼料又は飼料添加物の製造に用いた原料又は材料が譲り受けたものであるときは、譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称
 - 三 輸入業者にあつては、次に掲げる事項
 - イ 飼料又は飼料添加物の輸入先国名及び輸入の相手方の氏名又は名称
 - ロ 輸入した飼料又は飼料添加物の荷姿
 - ハ 輸入した飼料又は飼料添加物が製造されたものであるときは、当該飼料又は飼料添加物が製造された国名及び製造業者の氏名又は名称並びに原料又は材料の名称及び原産国名（農林水産大臣の指定する飼料又は飼料添加物に限る。）
- 2 法第52条第2項の農林水産省令で定める事項は、飼料又は飼料添加物の荷姿とする。

2 製造等の禁止（法第4条）

第3条第1項の規定により基準又は規格が定められたときは、次の①～④の行為をすることは禁止されています。

- ①販売を目的として、飼料又は飼料添加物を基準に合わない方法により製造、保存、使用すること。
- ②基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売又は輸入すること。
- ③基準に合う表示がない飼料又は飼料添加物を販売すること。
- ④規格に合わない飼料又は飼料添加物を製造、販売、輸入、使用すること。

〔法〕（製造等の禁止）

第4条 前条第1項の規定により基準又は規格が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該基準に合わない方法により、飼料又は飼料添加物を販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林水産省令で定める授与を含む。以下同じ。）の用に供するために製造し、若しくは保存し、又は使用すること。
- 二 当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は販売の用に供するために輸入すること。
- 三 当該基準に合う表示がない飼料又は飼料添加物を販売すること。
- 四 当該規格に合わない飼料又は飼料添加物を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は使用すること。

3 有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止（第23条）

- ・有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物
- ・病原微生物に汚染され、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物
- ・使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料

〔法〕（有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止）

第23条 農林水産大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第一号若しくは第二号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者若しくは販売業者に対し、当該飼料若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用者に対し、当該飼料の使用を禁止することができる。

- 一 有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物
- 二 病原微生物により汚染され、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物
- 三 使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料

4 飼料等の品質表示

飼料の消費者である畜産農家が飼料を購入するときに栄養成分に関する品質や配合割合などを識別できるようにするために、表示事項が定められています。

飼料		表示事項
1 単 体 飼 料	(1) 大豆油かす	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量
	(2) 魚粉	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量 (その含有量が0.3%を超えるものに限る。)
	(3) フェザーミール	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量 (その含有量が0.6%を超えるものに限る。)
	(4) 肉骨粉	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量
	(5) 肉粉	(4) に同じ。
	(6) 血粉	(4) に同じ。

2 配合飼料	<p>一般表示事項</p> <p>粗たん白質の成分量の最小量（環境負荷低減型配合飼料にあつては、その成分の最大量）</p> <p>粗脂肪の成分量の最小量</p> <p>カルシウムの成分量の最小量</p> <p>りんの成分量の最小量（環境負荷低減型配合飼料にあつては、その成分の最大量）</p> <p>粗繊維の成分量の最大量</p> <p>粗灰分の成分量の最大量</p> <p>可消化養分総量の最小量（牛及び豚に使用されるものに限る。）</p> <p>代謝エネルギーの最小量（鶏に使用されているものに限る。）</p> <p>原材料名</p> <p>原材料の区分及び区分別配合割合</p>	
3 混 合 飼 料	<p>（1）とうもろこしと魚粉 又はフィッシュソリュブル 吸着飼料とを混合したもの</p>	<p>一般表示事項</p> <p>粗たん白質の成分量の最小量</p> <p>粗灰分の成分量の最大量</p> <p>原材料名</p> <p>原材料の配合割合</p>
	<p>（2）フィッシュソリュブル 吸着飼料</p>	<p>一般表示事項</p> <p>粗たん白質の成分量の最小量</p> <p>粗繊維の成分量の最大量</p> <p>粗灰分の成分量の最大量</p> <p>原材料名</p> <p>原材料の配合割合</p> <p>揮発性塩基性窒素の含有量の最大量 （その含有量が0.6%を超えるものに限る。）</p>
	<p>（3）糖蜜吸着飼料</p>	<p>一般表示事項</p> <p>粗繊維の成分量の最大量</p> <p>粗灰分の成分量の最大量</p> <p>原材料名</p> <p>原材料の配合割合</p>
	<p>（4）1並びに（1）、（2） 及び（3）に掲げる飼料の 2種類以上を混合したもの 又はこれらの1種類以上を 混入した飼料であつて、2 に掲げる飼料以外のもの</p>	<p>一般表示事項</p> <p>粗たん白質の成分量の最小量</p> <p>粗繊維の成分量の最大量（植物質性のものが混入されているものに限る。）</p> <p>粗灰分の成分量の最大量</p> <p>原材料名</p> <p>原材料の配合割合</p>

	(5) その他の混合飼料	一般表示事項 原材料名
--	--------------	----------------

備考

- 1 一般表示事項は、次のとおりです。
 - (1) 飼料の名称
 - (2) 飼料の種類
 - (3) 製造（輸入）年月
 - (4) 製造（輸入）業者の指名又は名称及び住所
 - (5) 製造事業場の名称及び所在地（製造業者に限る。）

5 飼料原料の利用規制状況

(1) 動物性油脂を除く動物由来飼料原料

	主な対象品目	由来	給与対象			
			牛 など (注1)	豚	鶏	養 魚
動物性 たん 白 質	ゼラチン、コラーゲン※	ほ乳動物（反すう動物は、牛・めん羊・山羊・に限る。）家きん、魚介類	○	○	○	○
	乳、乳製品	ほ乳動物				
	卵、卵製品	家きん				
	血粉、血しょうたん白	牛（SRM等を除く。豚（いのししを含む。以下この表において同じ。）・馬・家きんとの混合を含む）※	×	×	×	○
		豚、馬又は家きん※	×	○	○	○
		豚・家きん混合※（注4）	×	×	×	×
	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉（チキンミール、フェザーミールを含む）	牛（豚・家きんとの混合を含む）※	×	×	×	○
		豚又は家きん※	×	○	○	○
		豚・家きん混合※（注4）	×	×	×	×
	めん羊・山羊・しか	×	×	×	×	
魚粉などの魚介類由来たん白質※	魚介類					
動物性たん白質を含む食品残さ（残飯など）	ほ乳動物、家きん、魚介類	×	○	○	○	
その他 (注5)	骨炭、骨灰（一定の条件で加工処理されたもの）	ほ乳動物 家きん、魚介類				
	第2リン酸カルシウム（鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの）		○	○	○	○

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる

注2 「SRM等」とは、特定危険部位（30月齢超の牛の脳等）及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと

注3 「※」のたん白質は、要件に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたものを

指す

注4 「豚・家きん混合」の原料は、動物種別に分別された原料を製造工程の原料投入口で混合したものに限る

注5 「その他」に記載されたものは、動物性たん白質の規制の対象外

(2) 動物性油脂

油脂の種類		不溶性不純物 含有量の基準 (%以下)	給与対象				
			牛		豚	鶏	養魚
			代用乳	その他			
動物性油脂 (注1)	特定動物性油脂(注2)	0.02	○	○	○	○	○
	イエローグリース(注3)	0.15	×	×	○	○	○
	豚(いのししを含む。)、鶏由来	0.15	×	○	○	○	○
	SRM等由来(注4)	-	×	×	×	×	×
	回収食用油(注5)	0.02	○	○	○	○	○
		0.15	×	×	○	○	○
	魚油(注7)	-	○	○	○	○	○
上の各欄に記載された以外の動物性油脂	-	×	×	×	×	×	

注1 「動物性油脂」には、植物性油脂を含む場合も含まれる

注2 食用脂肪のみを原料とする動物性油脂(不溶性不純物0.02%以下)のもの

注3 と畜残さ等をレンダリングして得られたもの。死亡牛及び30月齢を超える牛のせき柱が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの(確認済動物性油脂)のみ飼料利用可

注4 「SRM等」とは、特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)及び農家でへい死した牛などと畜検査を經ていない牛の部位のこと

注5 飲食店等から回収された使用済の食用油(動物性油脂が混入していないことが明らかな場合は、動物性油脂の規制対象外)。原料の種類、収集先等が確認できる回収食用油のみ飼料利用可(確認済動物性油脂としての扱い)

注6 牛由来油脂が混入していないことが確認できるものは飼料利用可

注7 魚介類のみを原料として、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程で製造されたもの

6 食品循環資源利用飼料について

これまで、我が国で飼料自給率向上のための国産飼料の有効活用や循環型社会の実践のため、食品循環資源の飼料利用が推進されてきました。

しかし、近年、アフリカ豚熱を始めとした家畜の伝染生疾病の侵入リスクが高まっており、飼料の安全確保対策が強化されています。食品循環資源を扱う場合は、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」を遵守し、国際基準に整合した加熱処理等を適切に行ってください。

また、「動物性たん白質を含む食品残さ」は、BSE対策の上で法的な規制があり、取扱いに注意の必要な原料もあります（以下の表を参照）。

また、他にも、安全性確保のために必要な事項（有害物質、病原性微生物、異物混入の防止など）に十分注意した原料や製造の管理を行う必要があります。

事業形態毎の動物性たん白質を含む食品残さ（注1）の飼料化区分表

事業形態	事業場例	加工残さ、厨芥に該当するもの	製品に該当するもの
①食品製造業 食品小売業 (②に該当するものを除く)	・食品製造工場、加工場 ・精肉店、鮮魚店、その他店舗内加工を行った上で小売を行う事業場（スーパー等小売店舗の該当部門を含む。）	（製造加工工程からの残さ、店舗内加工に際して生じた残さ） ※動物性たん白質は条件付きで飼料利用可能（注2）	（返品・在庫品・流通過程の破損品等の製品） 飼料に利用可能（豚、鶏、うずら又は養魚用飼料用途に限る。）
②外食産業 (弁当・総菜等の食品小売業を含む)	・弁当、惣菜、パン等の製造・販売店（スーパー等小売店舗の該当部門を含む。） ・コンビニエンスストア ・給食センター ・レストラン、旅館 ・社員食堂、学校（給食） 【注：枝肉を取り扱っている事業場は、業態①と同じ扱い。】	（店舗（厨房）内加工に際して生じた厨房残さ（厨芥）） 飼料に利用可能（豚、鶏、うずら又は養魚用飼料用途に限る。）	（返品・在庫品・流通過程の破損品等の製品、食べ残し） 飼料に利用可能（豚、鶏、うずら又は養魚用飼料用途に限る。）

注1 この区分表の対象は、肉や魚など、ほ乳動物・家きん・魚に由来する動物性たん白質を含む食品残さです。ただし、卵及び乳のみに由来するたん白質は、全ての家畜向けの飼料原料に利用可能です。

注2 動物性たん白質は、分別など一定の基準を満たした上で、飼料安全法に基づく大臣確認を受けた工場（魚粉工場、豚肉骨粉工場、エコフィード工場など）で製造されたものだけに限り飼料原料として用いることができます。